

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2年10月30日（金）午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 宇和島市立岩松公民館 大集会室

3. 出席委員 (44名)

会 長	6 番	小林	輝彦
会長職務代理者	1 番	赤松	宣生

農業委員	2 番	氏原	邦弘	3 番	大塚	武司
	4 番	岡田	久史	5 番	河野	行雄
	7 番	清家	茂	8 番	清家	多美雄
	9 番	清家	行範	10 番	高木	常樹
				12 番	武川	豊茂
	13 番	竹葉	邦政	14 番	玉木	邦英
	15 番	西田	正枝			
	17 番	平松	和男	18 番	福岡	正彦
	19 番	藤岡	功	20 番	松本	高秋
	21 番	山口	一光	22 番	山口	義幸
	23 番	山本	義広	24 番	和田	恵子

最適化推進委員

1 番	赤松	聡	2 番	井上	和久
3 番	小笠原	梅義	4 番	木村	繁一
5 番	清家	宏	6 番	瀧水	朝男
7 番	谷口	貴	8 番	永井	一洋
9 番	樋口	秀雄	10 番	兵頭	高広
11 番	兵頭	三千雄	12 番	平山	源一郎
13 番	廣見	正信	14 番	藤井	万一郎
15 番	細川	一男	16 番	堀田	善春
			18 番	丸山	哲史
19 番	森岡	八重子	20 番	安岡	賢司
21 番	山口	兼史	22 番	山本	一也
23 番	吉見	一弥			

4. 欠席委員 (3名)

農業委員	11 番	高田	博明	16 番	濱田	金治
------	------	----	----	------	----	----

最適化推進委員	17 番	松下	雅子
---------	------	----	----

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

3 番	大塚	武司	13 番	竹葉	邦政
-----	----	----	------	----	----

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第2号 農地法第6条の規定による報告について
 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
 通知について
 報告第4号 諸証明について
 報告第5号 農地転用事業計画変更承認について
 報告第6号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
 報告第7号 農地転用確認交付申請書について
 報告第8号 農地原形変更届出書について
 報告第9号 農地法第4・5条許可（令和2年9・10月定例総会分）について
 報告第10号 農地等の現況に関する照会についての回答について
 報告第11号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 （令和2年9月16日～令和2年10月15日までの事務局処理事案）

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
 議案第3号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か
 について
 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用
 地利用集積計画（案）の決定について
 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による
 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員22名、農地利用最適化推進委員22名であります。定足数に達しておりますので、令和2年11月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めましてこんにちは。各農家の方におきましては極早生から早生、移行の時期で大変忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。また水田等だいぶ静かになってきているとは思いますが、まあ野菜等の植え付け等これからまた忙しい時期になるとは思いますので、是非頑張ってもらいたと思います。

3年の任期も今日でやっと終わります。3年という長そうで短い間、大変ご協力、ご理解いただきまして運営をスムーズにいかせていただきまして、改めまして御礼を申し上げます。

またこれから各委員さんは地区に帰られて、地区の中で人農地プラン等の中心に携わっていくようになっていくと思いますので、地域の事をよろしく願いしとつたらと思います。農業の方もこのコロナの影響がジワジワと出ている所があると聞いております。特に施設園芸、花束等高価な物を取り扱う産業につきましてはかなり苦しい時を過ごしているのではないかなと思います。色々交付金等、出ておりますけど使ってください。もう使うしかありません。使ってこの時期を何とか乗り切って次の世代に繋げる生産基盤等々に費やして、なるだけ有効に使っていただきたいと思います。それにつきましては、農林課等もかなり情報を密に仕入れてきておりますので、そこら辺は充分精査していただきまして間違いのないような進め方でやっていって欲しいと思います。

これからは少子高齢化も留まりなくなっていくと思います。もう消費もかなり低下していくとは思いますが、我々が一番祖としております農地、特に優良農地を守るという事がどれだけ重要になってくるかというのは後10年、20年先になってハッキリとしてくると思いますので、そこら辺の所を充分理解していただきまして、各地区で生き残るにはどうしたら良いかという事をしっかりと検討していく中で意見を述べて言っていただけたらと思っておりますので、よろしく願いしたらと思います。

また今日、女性の委員さんより、この二つの花を飾っていただきまして、大変心が和むものです。男性には無い感性が女性にはありますので、農業委員会にも女性の人達の進出も欠かせないのではないかなと痛感しております。是非そういうものも含めまして、各地区女性の意見も十分に取り入れていただきまして、共存共栄、よりいっそう濃い農村整備関係を作っていただけたらと思います。

最後になりますが、私達が今回、今月で議論しなければならない3条、5条とあります。充分協議していただきまして無事勤め上げたらと思いますので、よろしく願いしとつたらと思います。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

高田農業委員、濱田農業委員、松下推進委員が所用のため欠席です。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に大塚委員、竹葉委員を指名いたします。

まず報告第1号から第11号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第11号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第11号までの報告がありました。
何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。
よろしくをお願いします。

《玉木委員》

失礼します。119番について説明いたします。親子関係でございますので問題ないと思います。

《樋口委員》

120番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子です。農業者年金受給のための使用貸借権設定ですので問題ないと思います。

《福岡委員》

121番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは□□□□さんが亡くなって一

人ではありますが、大変農業を行っており経営拡大のために△△△△さんから所有権移転という事であります。何ら問題ないと思います。

《河野委員》

1 2 2 番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でございます。この度所有権移転でございます。何ら問題ないと思います。

《兵頭三千雄委員》

1 2 3 番について説明します。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けて耕作をするという申請です。□□□□さんは耕作不便で耕作ができないという事で、熱心に農業をされている◇◇◇◇さんに所有権移転するという事で何ら問題ありません。

《西田委員》

失礼します。1 2 4 番、1 2 5 番について説明いたします。

〇〇〇〇さんは会社員で耕作は不自由なため、△△△△さんに所有権移転となりました。□□□□さんは愛知県で遠方なので◇◇◇◇さんに所有権移転となりました。何ら問題はありません。

《平松委員》

1 2 6 番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは□□□□に移住した関係で耕作もできないし管理もできない、よって叔父さんに当たる△△△△さんが所有権移転を決意いたしました。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。只今担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《谷口委員》

23番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは孫と祖母の関係でありまして、□□□□さんが所有する農地に◇◇◇◇さんが自己住宅を建てるという事で使用貸借権設定をされるものです。10月28日に関係者で立ち会いまして、現地確認をしたのですが、隣に畑と左側に田んぼがあるのですが排水の方は、写真の右側の方に川があってそちらの方に直接排水するという事で問題はないと思います。

《竹葉委員》

失礼します。24番についてご説明いたします。譲渡人となります〇〇〇〇さん外1名、持分2分の1△△△△さん、このお二方はご兄弟でございます。親の農地を受け継いで相続されておられます。この度□□□□さんと話がまとまりまして、この土地を売却する運びとなりました。当時、お父様がまだお元気な時に田んぼを畑にするという事で土を入れました。その際に土が流れ出すという事で、砂利で整地をしたそうです。その際に許可を取っていなかったという事で、今回始末書も提出されておられます。近隣の農地に対する影響でございますが、ちょっと見えにくいのですが向かって左側に防護ネットのハウスがあります。今回、そのアパートを建設する場所については北側の方になりますので、日照等についてほとんどビニールハウスには影響はないかと思います。排水等の問題も農地の方には流れないように十分注意するという事でありまして問題ないと思います。

《氏原委員》

25番について説明いたします。先日28日に会長、職務代理者、事務局、申請人、私で現地確認を行っております。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子であります。

譲受人は現在両親の自宅の離れに居住しているが、平成30年7月の豪雨で裏山が崩れて被害を受け、破損、雨漏り等も発生している状態です。また子供の成長に伴い手狭になり、共働きであり子供の育児に両親の協力が必要であり、将来両親の介護を考慮し、両親の自宅に近い申請地の贈与を受け自己住宅を建設するものであります。譲渡人は要望に応じ譲渡するもので、申請地は宅地に挟まれた農地でありまして、他に迷惑をかける事もなく、また排水等も現在横に排水路もあり別に問題ありません。

《安岡委員》

26番について説明いたします。ここは〇〇〇〇が2筆を購入しまして、所有権移

転して太陽光を設置するという事であります。これは上の畑になりますけれども、若干防草シートを敷いているのですが畑の所に草が生えないようになっております。その下側にあるのが2筆目の所なのですが、ここも茂って中々、少し柚子等がありますけれども中々管理ができにくいという所でありますので、何ら問題ないと思います。28日に小林会長、代行、事務局職員等と現地を確認しております。併せまして赤道が少しありますので、赤道には影響のないようにという事でお願いしているところでございます。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第2号は原案とおりの承認することと決定いたします。

続きまして、議案第3号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局の説明が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。議案第3号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて承認されます農業委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。

よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

（議案第4号議案書をもとに朗読、説明）

議案第4号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《西田委員》

失礼します。188番、189番について説明いたします。

188番、〇〇〇〇さんは高齢で耕作ができないという事で、近所の△△△△さんに耕作してもらうようになりました。

189番、〇〇〇〇さんは体力的に耕作が不十分という事で、△△△△さんに耕作してもらう事になりました。以上、新規をお願いします。

《兵頭三千雄委員》

192番、193番について説明いたします。

192番について、利用権設定する〇〇〇〇さんは耕作者を探していた所、△△△△さんが耕作をするという事で話がまとまりました。□□□□さんは熱心に農業に取り組んでおられますので何ら問題ないと思います。

193番について、利用権を設定する〇〇〇〇さんは耕作者を探していた所、△△△△さんが耕作をするという事で話がまとまりました。□□□□さんは熱心に農業に取り組んでおられますので何ら問題ありません。

《平松委員》

194番についてご説明をいたします。〇〇〇〇さんは労働力不足という事もあり耕作が難しい。そこで隣接地である△△△△さんに話をした所、□□□□さんが耕作するという事で話がまとまりました。何ら問題ないと思います。◇◇◇◇さんは熱心に農業をやられる方です。

195番、196番は更新でございます。これも何ら問題ありません。

《瀧水委員》

198番についてご説明いたします。所有者の〇〇〇〇さんは高齢で耕作が困難という事で、お隣の△△△△さんが今回、耕作するようになりました。□□□□さんは熱心

にやられておりますので何ら問題ないと思います。

《松本委員》

失礼します。199番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんの農地ですが以前、酪農されている方が飼料を作っていたのですが、△△△△さん本人が水稻栽培の方に作ってもらいたいという事で、□□□□さんと話がまとまりまして、◇◇◇◇さんが耕作するという事になりました。何ら問題ないと思います。〇〇〇〇君は三間メンのメンバーであり熱心に農業に取り組んでおられまして問題ありません。

次に201番、206番、209番についてご説明いたします。

〇〇〇〇さん、△△△△さん、□□□□さん、◇◇◇◇さん、このお三方と〇〇〇〇さんとの話し合いで、△△△△さんが耕作をするようになりました。

213番、214番、215番について説明いたします。〇〇〇〇さん、△△△△さん、□□□□さんの3人と◇◇◇◇さんの間で話がまとまりまして〇〇〇〇さんが耕作するようになったそうです。△△△△さんは新規就農で営農をしているのですが、精力的に農地を広めて真面目に農業に取り組んでおられますので問題ありません。

216番、〇〇〇〇さんと△△△△さんは神戸の方に住まれて、耕作ができないという事で、□□□□さんが耕作をするようになりました。◇◇◇◇さんは最近息子さんも帰られて真面目に熱心に農業に取り組んでおられますので問題ないと思います。

《高木委員》

失礼いたします。217番について説明いたします。〇〇〇〇さんは柿原の方に居られますので、三間の方に帰って耕作ができないという事で、△△△△さんは熱心に農業をされておられ、何ら問題ないと思います。

《山本義広委員》

218番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは熱心に柑橘、野菜、芋等を栽培されておられます。何ら問題ないとお思います。

219番、△△△△さん、若手で熱心に耕作をされており何ら問題ないと思います。

《河野委員》

220番、221番、222番について説明いたします。

〇〇〇〇さんは熱心に農業をされておられます。△△△△さんとは親戚の間柄でございます。□□□□にお住まいでございますし、この度双方の話がまとまりまして賃貸借権設定の運びとなりました。また◇◇◇◇さんの畑と〇〇〇〇さん、△△△△さんの畑は隣接しており、うちも一緒に作ってもらえないかという事で□□□□さんと話がまとまりました。何ら問題ないと思います。

《樋口委員》

223番、224番、225番についてご説明いたします。

〇〇〇〇さんと△△△△さん、□□□□さんの相続人の◇◇◇◇さんは親戚で今ま

でも耕作されていたのですが、この度利用権を設定する事になりましたので問題ないと思います。

《赤松聡委員》

226番、227番、228番、229番について説明します。

〇〇〇〇さんご主人の△△△△さんが急死されまして、農業をようせんという事で近所で熱心に農業をされておられます□□□□さんに使用貸借権設定をした案件です。

228番について、〇〇〇〇さんは体が悪くなられまして規模縮小するという事で、△△△△さんと使用貸借権設定をしたものです。叔父、甥の関係でございます。

229番について説明いたします。この土地は先程の〇〇〇〇さんの旦那さんが借り受けて作られていたのですが、農業をようせんという事で報告第3号で合意解約をし、今回、△△△△さんが作るという事になりました。□□□□さんとは親戚関係であります。何ら問題ないと思います。

《岡田委員》

231番について説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢のために耕作ができないという事で耕作者を探しておられました所、△△△△が作るという事になりました。真面目に百姓をやっておられますので問題ありません。

《谷口委員》

233番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢で耕作ができないという事で、作ってもらう人を探しておられましたが、△△△△さんが今度作るという事です。□□□□さんは〇〇〇〇を退職されてから農業をされておられますので問題ないと思います。

《永井委員》

238番について説明いたします。新規ですが、今まで父親の〇〇〇〇さんと△△△△さんとの賃貸借を、息子の□□□□さんに賃貸借権の変更となりました。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

只今、担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、西田委員、兵頭三千雄委員、谷口委員の退席を求めます。

・・・・・・・・西田委員、兵頭三千雄委員、谷口委員退席・・・・・・・・

それでは採決をいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認をされます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 委 員 ）

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

西田委員、兵頭三千雄委員、谷口委員の入室を求めます。

・・・・・・・・西田委員、兵頭委員、谷口委員着席・・・・・・・・

続きまして、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

（議案第5号議案書をもとに朗読、説明）

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画（案）につきましては、配分計画を作成する事に問題はない。と事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。担当委員に意見を求めます。
よろしくをお願いします。

《谷口委員》

1番についてご説明いたします。事務局の方から説明があったように、中間管理機構との使用貸借権の更新の配分計画になります。借受人の方も引き続き作っていくという事なので問題ないと思います。

《岡田委員》

2番について説明いたします。今ほどの谷口委員の説明と同様であります。農地担い手中間管理機構を使つての更新という事で、借受者は△△△△なので問題はありません。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、谷口委員の退席を求めます。

..... 谷口委員退席

それでは採決をいたします。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全員であります。

よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。
谷口委員の入室を求めます。

..... 谷口委員着席

以上で令和2年11月定例総会の議案を終了いたします。